

令和元(2019)年度第4回川崎市民間活用推進委員会 摘録

日 時 令和元年11月14日(木) 午後1時30分～午後3時30分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員
市 側 大澤総務企画局長
佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長
織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
宮崎総務企画局都市政策部企画調整課長
蛭川総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
吉永財政局財政部財政課担当課長
後藤財政局資産管理部資産運用課担当課長
藤井市民文化局コミュニティ推進部協働連携推進課長
柏原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
森木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
江上総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
佐柄総務企画局都市政策部企画調整課職員

開 会

1 議題

- (1) 新たな民間活用に関する方針の策定検討状況について
- (2) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案審査について
- (3) 今後の審議の進め方について

2 その他

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和元年度第4回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私は総務企画部行政改革マネジメント推進室長の佐川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。初めに、本日の委員会でございますが、前回と同様に公開とさせていただいておりまして、市民の皆様の傍聴や、マスコミの方の取材につき

ましては許可とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご了承いただきたいと存じます。

委員会終了後、議事録を作成いたしますが、委員の皆様にご確認をいただいた上で、公開の手続きを進めさせていただきますと存じます。

また、本日、保井委員におかれましては、所用により欠席との連絡をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、本日の配付資料でございますが、次第がございます。その下に、出席者一覧と座席表のほか、資料1から資料4、それから、参考資料1、参考資料2を配付させていただいておりますので、資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。

それでは、会議開会に当たりまして、大澤総務企画局長よりご挨拶を申し上げます。

大澤総務企画局長

総務企画局長の大澤でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、本会議に出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、今年度に入りまして4回目の委員会ということになりまして、次第にもございますとおり、これまで議論を重ねてまいりました新たな民間活用に関する方針の取りまとめなど、これまでご議論いただいた内容につきまして、こちらのほうから、ご説明をさせていただきますと、委員の皆様から、また忌憚のないご意見をいただきながら、年度内に、ぜひ、いいものとして取りまとめたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。安登会長、どうぞよろしくお願いたします。

安登会長

では、改めまして、本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回までは、新たな民間活用の基本的な考え方のほか、優先的検討の考え方とか、モニタリングの考え方とか、さまざまな内容についてご議論いただきました。今回は、これまでのご議論を踏まえた上で、検討状況について事務局から報告があると思っておりますので、自由闊達なご議論をよろしくお願いたします。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思っております。お手元の議題のところを書いてありますが、(1)新たな民間活用に関する方針の策定検討状況についてでございます。ボリュームが非常に多ございますので、二つに分けさせていただいて、前半と後半ですね。まず、前半として資料の2の2章まで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題の(1)新たな民間活用に関する方針の策定検討状況について、ご説明させていただきます。

資料1と資料2を、お手元のほうにお願いしたいと思います。

資料1につきましては、これまで3回を通じて委員会を開催させていただきましたが、その中でご議論いただいた内容、ご指摘いただいた内容等についてまとめておまして、この中にページとありますが、この記載しているページ数が、資料2のページ数とリンクしておまして、そちらのほうに反映させていただいたというものでございます。

資料2につきましては、これまで3回の委員会を通じてご議論いただいた内容につきまして、最終的な方針をイメージしながら取りまとめたものでございます。説明につきましては資料2を中心に、資料1に記載している内容に少し触れながら、ご説明させていただきたいと思っております。

資料2を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。目次としまして、1、方針策定の趣旨、2、本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方とございます。この二つが、総論的な部分となりまして、それ以下、3番の優先的検討に関する基本的な方針、4、地域経済活性化に向けた基本的な方針、それから5、民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針、6、確実な公共サービス提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針とあります。3から6につきましては、各取組の各論的な部分となりまして、最後に、ページを1枚おめくりいただきまして2ページ目のところでございますが、7としまして各取組が有機的に連携しながら取組が進められるような、全体像を整理させていただいたものでございます。

前半部分としましては、1と2の総論部分についてご説明させていただきます。

まず、3ページ目の方針策定の趣旨等でございますが、まず、（1. 1）の方針策定の目的と意義としまして、3段落目でございますが、本方針は、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向け、行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものであり、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定するものでございます。

方針の位置づけにつきましては、下の絵のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目の（1. 2）民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用についてでございます。こちらは、前の委員会でも触れさせていただいておりますが、これまで川崎市の民間活用の考え方につきましては、行財政改革プラン等において位置づけがされてきたものでございます。

ページを、もう1枚おめくりいただきまして6ページ目でございます。このような考え方を踏まえながら、図表2にございますとおり、川崎市における新事業手法導入に関する基本方針。さらに、新事業手法（川崎版PFI）導入実務指針。それから、民間活用ガイドラインと、三つの方針等を策定してきたところでございます。

これまでの民間活用の考え方のポイントを図表3に整理させていただいております。1点目といたしましては、効率的な職員配置（量的改革）の観点から、民間活用をスタートさせているということ。2点目としまして、「民間活用」を「公共サービスの提供主体を民間部門に委ね、行政はその管理・監督者の役割を担うこと」として定義しているということ。それから最後に、当初から「民間部門」を「民間企業」だけではなく、「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、市民サービス提供の補完的な役割を担う者としての位置づけが中心となってきたということがございます。

続いて、イとしまして、今後の民間との連携に向けて必要な視点を整理させていただいております。大きく2点ございますが、7ページ目の中段でございます。

1点目としましては、多様な主体との連携による取組推進でございます。こちらにつきましては、1段落目の3行目でございますが、市民ニーズの多様化へ対応するとともに、安全・安心な行政サービスを持続可能な形で提供し続けることが求められているほか、少し飛びますが、3段落目でございますが、限られた資源、財源を有効に活用し、真に持続可能な社会を構築していくためには、行政が果たすべき役割を捉え直した上で、本市が公費を直接的に投入して課題解決するだけではなく、市民の主体的な取組を促し、地域で互いに助け合う仕組みを強化することが求められており、次の段落でございますが、さまざまな主体の出会いと相互作用の中で、多様な担い手が互いに連携したサービス提供を行い、地域課題の解決や豊かな市民生活を実現するという視点を踏まえる必要があると考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、2点目でございます。資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用でございます。こちらにつきましては、1段落目の3行目でございますが、「施設の長寿命化」、「資産保有の最適化」、「財産の有効活用」の方針に基づいた取組が求められている中で、施設の長寿命化と資産保有の最適化の観点におきましては、次の段落の下線部でございますが、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大や、施設更新時における複合化による利便性の向上と財政負担の抑制等が求められているということ。それから、1段落飛ばしまして、「財産の有効活用」につきましては、公有財産そのものをまちづくりや地域課題解決等におけるシーズとして利活用する取組が有効であると考えております。

このように、多様な主体との連携による取組、それから資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用、この視点をもって民間活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、9ページ目のウでございます。法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進でございますが、1ページおめくりいただきまして、10ページ、11ページのコラムとして整理させていただいておりますが、先ほど触れました三つの方針等の策定から10年以上が経過しており、その間、PFI法の改正、それから11ページでございますが、中段、多様なPPP/PFI手法を優先的に検討するための指針ということで、内閣府等から優先的検討規定の策定が要請されているというような動きがございます。

それから、その下でございますが、都市公園法の改正ということで、Park-PFIの制度が創設されてきております。

1枚おめくりいただきまして、このような動きを踏まえながら、2としまして、本市がめざす民間活用の基本的な考え方を整理させていただいております。

まず、考え方の再整理ということで、これまでの民間活用の本市の考え方に、中段に図表5とありますが、ここに示す新たな要素を加えて再整理していきたいと考えておまして、図の中で左側が三つの方針、これまでの方針でございますが、プラスするような形で、新たな要素を加えていきたいと考えております。

具体的には、多様な主体と幅広い分野で連携をしていくこと。それから、優先的検討指針へ対応していくということ、それから、法改正への対応、民間の提案と対話の取組の充実、さらに、モニタリングの考え方の再整理、最後に地域経済の活性化への対応、こういったものを「新たな要素」として加えて整理していきたいと考えております。

続いて、(2.2)の基本的な考え方でございます。多様化する市民ニーズなどに対応し、市民満足度の高い公共サービスを持続可能な形で提供し続けるためには、公共の一部を民間に担わせるといった従来の活用手法から一步進むことが必要であると考えており、今後の市政運営には新たな発想による地域課題へのソリューション提供が求められているところでございます。

そのためには、行政の発想のみでは限界があり、多様な主体の発想とその相互作用が必要であるとともに、必ずしも公費の直接的な投入の実施にとらわれない発想の転換が必要と考えており、「民間」を従来の連携パートナーである企業のみならず、「多様な主体」として捉え直し、あらゆる施策分野で民間活用を図ってまいりたいと考えております。

13ページでございますが、民間活用に当たっては、図表6で示しておりますが、一つ目でございますが、民間ならではの発想からのアイデア、ノウハウを最大限活用し、効率的・効果的な市民サービスの提供と、そのサービスの質の向上につなげていくということ。さらに、本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が公共をともに担い、つくり上げていくという、こういった姿勢をもって取組を進めてまいりたいと考えております。

図表7の下でございますが、そして、今後はこれまでの本市の行政サービス領域の担い手として民間の活用を図る考え方に加えて、民間との共創・パートナーシップによるサービス提供の機会を充実し、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現等を目指してまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、15ページでございます。続いて、(2. 3)としまして、行政サービス提供における民間活用に当たっての前提を整理させていただいております。

こちらで委員会の中でご議論いただいた内容でございますが、要件を三つ挙げておりまして、一つ目が、本市が直接実施すべき行政サービスに該当しないこと。二つ目が、安全性が確保できるということ。最後に、費用対効果が期待できるということ。これらを前提に、行政サービス提供においては民間活用を図ってまいりたいと考えております。

続いて、民間活用の対象範囲でございますが、2段落目でございますが、こちらのあらゆる施策分野・事業分野を対象に民間活用を検討してまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、あらゆる施策分野といたしましても、検討の過程が異なってくるということで、図表9にございますとおり、ソフト事業、ハード事業、公有財産利活用事業、内部管理事務と分類を整理したところでございます。

17ページに移りまして、(2. 5)としまして、民間活用の効果でございます。こちらは、これまで委員会等ではご議論いただいていたところでございますが、効果として、一般的な効果も含めて整理させていただいております。

まず、一般的な効果としまして、財政支出の負担軽減、それからサービスの質の向上。ページをおめくりいただきまして、事業リスクの低減、歳入の確保、財政負担の平準化、こういったものが一般的な効果として考えられると整理させていただきました。

それから、イとしまして、本市が目指す民間活用に期待する効果でございますが、(ア)としまして、地域課題解決への貢献／豊かな市民生活の実現。さらに19ページへ移りまして、地域経済の活性化、こういったものも効果として念頭に置きながら取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、(2. 6)の民間の発想を引き出すための連携のあり方でございますが、まず、アとしましてソフト事業でございますが、3行目あたりでございますが、互いに持つ強みやリソースを提供し合いながら、地域課題の解決を図ることが求められるということを踏まえ、従来の業務委託契約や請負契約という形態に加え、両者が対等な立場に立った協定という形態を選択することが考えられるとしております。

それから、イとしましてハード事業でございますが、「包括発注」、「長期契約」、「性能発注」というような特徴がございますが、少し飛んで下線部でございますが、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現をめざす観点から、施設の多目的化・複合化や、公共施設と民間収益施設の合築など、さまざまな視点から市民サービスの充実に向け検討を進める視点が必要であり、検討の初期段階から、幅広く民間のアイデアを募ることが重要としておりまして、これらの特徴、視点を踏まえて最適な連携の形態を選択してまいりたいと考えております。

続いて、ウとしまして、公有財産の利活用でございますが、こちらにつきましては、公有財産そのものをまちづくりや地域課題解決等におけるシーズとして利活用する取組が必要ということで、20ページでございますが、未利用財産周辺の地域課題等を把握した上で、多目的化や複合化の可能性も含め、検討の初期段階から、幅広く民間のアイデアを募ることが重要とさせていただいております。

続きまして、(2. 7)の民間活用の取組の方向性でございますが、今まで触れました内容を踏まえまして、方向性を整理してありまして、まず、一つ目でございますが、民間提案の促進でございます。こちらにつきましては、2段落目でございますが、PFI法に基づく民間提案以外にも視野に入れた民間独自のアイデア等による事業発案を一層促すような取組を目指してまいります。

続いて、(イ)としまして対話の充実でございますが、こちらにつきましては、事業の初期段階からさまざまな機会を通じた民間との対話を実施してまいります。

続いて、イとしまして、優先的検討指針に沿った庁内検討プロセスの構築でございますが、こちらは、民

間活用導入に係る検討を一定のルール・プロセスに基づいて実施してまいりたいと考えております。

ページが移りまして21ページでございますが、情報発信・情報共有でございます。こちら、3段落目でございますが、事業の初期の段階から、情報共有の場、例えばプラットフォームなどを利用しながら、具体的な事業を発信するなど、事業発案を促してまいりたいと考えております。

それから、エとしまして、モニタリング等のルールの明確化。それから最後に、市内事業者の参画促進、こういった取組もしてまいりたいと考えております。

続いて、(2.8)の推進体制でございますが、こちらは、これまで触れたような取組を有機的に連携させ体系化した仕組みを構築してまいりたいと考えておまして、ページを1枚おめくりいただきまして、こちら、イメージの概念図でございますが、各取組を検討プロセスの中に落とし込みながら、それぞれの取組が有機的に機能するような仕組みをつくっていきたいと考えております。

続いて、庁内体制でございます。まず、庁内関係部局、あるいはページ移りまして、庁内意思決定・調整機関と整理させていただいております。

23ページが一番下でございますが、附属機関としまして、本委員会である川崎市民間活用推進委員会について、触れさせていただいております。2段落目のところでございますが、民間事業者の活力の活用の推進のための必要な事項として、必要に応じて個別の民間活用案件、例えば「民間活用の導入検討」、「案件の事業者選定の評価」、それから「モニタリング・レビュー」、それから「総括」、これらについて調査審議を実施するとしております。

ページを1枚おめくりいただきまして、その他、関連する附属機関等を整理させていただいたところがございます。

総論の部分でございますが、1と2につきましては、説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。ただいま前半部分についてご説明をいただきました。

ここからは各委員の皆様から、今の説明を聞かれて、ご質問、ご意見等を賜りたいと思います。

順不同でまいりますので、いかがでしょうか。少しまとめていただいてもいいですけど。少しお待ちいたします。

川崎委員。

川崎委員

多分、これだけ見ても、そうだろうなという感じだと思いますので、各論等、行き来をしながら、恐らくここに書かれていることについては、この委員会でもかなり議論をしたところでございますし、新たに加えられたという部分についても、一般的な理解とか、そういった形ですので、大きいところでは、そんなにかないのかなというふうに思いますので、各論と合わせて、その中の議論と行き来をしながら議論をしたほうがいいのかなというふうに思いますけれど、いかがでしょうか。

安登会長

後半の各論の中で、議論した方が良いということですね。

川崎委員

整合性とか、そういうところですね。

安登会長

わかりました。個別議論の中で、また、いろいろご指摘いただくというふうにはしたいと思います。足立委員は前半のところで何かございますでしょうか。この時点で言うておきたいことなど。

足立委員

細かいところだけですが、12ページの図表5にある「新たな要素」というところが、いろんな意味で重要なポイントになるものと理解していますが、ここにある記載事項のような見せ方でベストと言えるかどうか。現状の記載内容を見ると、優先的検討、PFI法改正、民間提案、モニタリングなどと、どちらかという、ハード系のPFI、PPPを想起させるようなものに偏っているイメージがあります。

今回の新たな民間活用は、市政経営に最適な形で幅広く民間を活用しようという理念や、そのもとで、ソフト面での民間協働とか、民間がプラスアルファの新たな付加価値を生み出すPPP、なども大きなポイントだと理解していますので、その辺も含めてより適切に表現して頂いた方が良いと思います。

あと、これは確認だけですが、15ページの(2.3)のところですか。たしか、以前の委員会のときにも、要件の1、2、3だけでは概念としてやや狭すぎるのはとコメントしたような気がします。ただ、今回、(2.3)のタイトルが、「公共サービス」から「行政サービス」へと変わっているので、これでいいということなのかもしれません。7ページの分類表で、大きな包含的概念として「公共サービス」があり、「行政サービス」は、その中の一部として行政主体で行う限定的なものということなので。事務局サイドとしても、そのような整理でしょうか。

【事務局】

今、ご指摘いただいたように、7ページ目のイメージ図で、公共サービス全体の中で行政サービスと公共的サービスという部分があると考えておきまして、以前、足立委員からご指摘いただいた点も踏まえながら、行政サービスという、今まで、我々行政が行ってきた領域については、こういう形で考えていくという、要件として少し限定的な形ではございますが、ここで置かせていただいたところでございます。

1点目にご指摘いただいた部分につきましては、確かにPPP、PFIのイメージが強いのかなという部分もあるようにも感じましたので、表現の仕方を少し工夫できるかどうか、検討していきたいと考えております。

安登会長

あと、7ページのこの表は、公共サービスに限定するというような言い方ではなくて、行政サービスの部分も、聖域ではないみたいな感じですね。この要件1、2、3に該当しない部分については、幅広く、開放していくみたいな感じですね。

足立委員

そうですね。

安登会長

そういうような理解でいくと、限定したような感じにはならないかなと思います。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ、今回方針で策定された具体的なものは目次の3から6までありますが、12ページの同じ図表での新たな要素の2番目と4、5、6に対応しているような形に恐らくなっているかと思います。整合性という意味で、この新たな要素というものが、策定された方針にどう取り込まれたのかというのを、事後的にわかるように、並び順をそろえろとか、項目の出し方をちょっと工夫すると、今回の方針が、新たな要素をちゃんと実現していると伝わるかと思いました。大枠はいいと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

それでは具体的な話については、後半に出ると思いますので、その中で、また個別に議論をしていただければと思います。

私もちょっと1点あるんですけど、後半のほうで、また、議論させていただきたいと思います。

それでは、後でまた、前半の部分についてもご指摘いただければと思いますので、引き続き、事務局から3章1項の25ページ以降ですね。後半部分について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

25ページからご説明します。優先的検討に関する基本的な方針でございますが、こちらに記載しておりますのは、国の示す「優先的検討指針」を踏まえ、庁内の意思決定を経る手続をつくっていきたいと考えております。

ページを1枚送りまして26ページ目でございますが、優先的検討の対象事業につきまして、一番下の図表12で整理しております。まず、ソフト事業／内部管理事務、それから表の一番下でございますが、公有財産利活用事業のうち100㎡未満のものにつきましては、個別検討事業ということで優先的検討の対象外としてまいりたいと考えておりますが、ハード事業と公有財産利活用事業の100㎡以上のものにつきましては、原則全ての案件を対象としてまいりたいと考えております。

27ページに移りまして、個別事業の考え方でございますが、こちら、委員会でもちょっとご指摘があったところで、少し追記させていただいておりますが、個別検討事業については、優先的検討のプロセスを経る必要がないだけであって、民間活用の視点を持ちながら、常に改善や価値の向上をめざすことが重要であると考えておりますので、日ごろより、施設等のあり方の議論を進め、運営・維持管理方針等の見直し、民間技術の開発等の時機を捉えて民間活用の導入を検討することが望ましいということで、優先的検討の対象外であっても、検討しなくていいということではないということ、メッセージとして加えさせていただいたところでございます。

続いて、検討のプロセスでございますが、図表の13にございますとおり、左側に事業発案、民間活用検討、事業化と、段階ごとに真ん中の検討プロセスでございますが、Step0からStep5まで整理をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、それぞれのステップでございますが、Step0の事業発案につきましては、事業の方向性を検討する段階でございますが、2段落目としまして、PPPプラットフォームなどを活用して、民間事業者のアイデア、ノウハウを踏まえた事業の方向性の整理を行うということ整理させていただきます。

それから、Step1の民間活用の検討の開始でございますが、この段階は、幅広く民間活用手法の可能性を探る段階でございますが、ここからが、まさに民間活用の検討が始まるということでございますが、2段落目に記載しておりますとおり、後ほど、ご説明させていただきますが、ロングリストというリストを

整理して、事業概要等の公表を行ってまいりたいと考えております。

続いて、採用手法の検討、さらにStep 3としまして簡易な検討とありますが、簡易な検討におきましては、費用の比較、それから民間との対話を通じた事業の参画可能性等について検討を行う段階でございます。この検討の結果、さらに次のStep 4に進むような事業につきましては、ショートリストという、また別のリストを作成しまして、事業概要等の公表を行ってまいりたいと考えております。

それから、Step 4の詳細な検討につきましては、詳細な定量的な評価等を行うというような段階でございます。さらに対話等を通じて公募条件等について詳細な検討を行ってまいります。

続いてStep 5、評価結果の公表でございますが、この段階においては、民間活用の適用が適切であるという判断を下したものにしましては、発注スケジュールが具体化した事業ということになりますので、こういったものにしましては、発注リストとして事業概要、公募スケジュール等の公表を行ってまいりたいと考えております。

29ページでございます。優先的検討プロセスにおける第三者評価に関する基本的な方針でございます。こちらは、委員会ではご議論いただいているところではございますが、追記させていただいております。

まず、手続の適正性の確保でございますが、民間活用の検討プロセスにおいては、公正性、透明性、客観性が確保される必要があると考えておりますので、必要に応じて、学識経験者等第三者の意見を踏まえて、手続を進めたいと考えております。

意見聴取を行う段階でございますが、下の表に整理させていただいております。段階ごとでございますが、事業者の募集・選定、契約締結段階、さらに表の一番下の事業終了時の総括段階、この二つの段階につきましては、原則として意見聴取を行いながら取組を進めてまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、続いて、情報発信に関する基本的な方針でございます。こちら、委員会の中ではご議論いただいているところではございますが、まず、基本的な方針としまして、民間活用を進めるためには、将来的に民間活用を図る可能性のある事業を早い段階から民間に周知し、民間側に参画に向けての検討、準備を促すことが有効であるというふうに考えておりますので、庁内検討の進捗に合わせてリストを作成・公表し、さらに、プラットフォームやサウンディング調査を活用して情報発信をしてまいりたいと考えております。

先ほども触れましたが、リストの具体的な内容につきましては、ロングリストの中で説明させていただきますが、ロングリストの(ア)ロングリストの内容でございます。例えば、事業概要であるとか、スケジュール、それから民間事業者に期待する事項、こういった内容を掲載してまいりたいと考えております。

そのほか、ショートリスト、発注リストにつきましても同様のものと考えておりますが、検討の進捗に合わせて内容の熟度、確度を上げて公表してまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、33ページからが、地域経済活性化に向けた基本的な方針でございます。

まず、市内事業者の参画に向けてというところで、中段部分でございますが、本市では事業の推進に当たって、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢としてまいりたいと考えております。

続いて、(4. 2)市内事業者参画促進に向けた取組の方向性でございますが、ページを1枚おめくりいただきまして、具体的な取組としましては、上から(ア)でございますが、効果的な情報発信として、メールニュース等での配信やプラットフォームでの情報発信、それから、先ほど触れたようなロングリスト・ショートリストによる情報の発信などをしてまいりたいと考えております。

それから(イ)としまして基礎知識の習得というところにつきましては、市内事業者及び本市の職員向けの勉強会なども実施してまいりたいと考えております。

続いて、多用な事業者とのJV組成の環境整備というところにつきましては、プラットフォームの場など

も活用しながら、名刺交換会を開催する等、環境整備を行ってまいりたいと考えております。

続いて、事業者選定時の配慮事項でございますが、まず、公募する事業、参画要件等検討時の留意事項でございますが、こちらは検討するに当たっては、市内事業者の実態、実績等を勘案しながら、例えば提案書作成に当たっては、必要以上のものを求めないなど、市内事業者が参画しやすい事業条件とするということを留意してまいりたいと考えております。

ページ移りまして、35ページの一番上でございますが、選定事業者による市内事業者への優先発注というところにつきましては、事業計画書の中に、市内事業者優先発注することを努力義務とする規定を明記してまいりたいと考えております。

そのほか、(ウ)としまして、事業者選定時の加点等の配慮等を行ってまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、36ページからが、民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針でございます。

36ページが、PFI法に基づく民間提案制度の概要、それから37ページが、PFI法に基づかない民間提案制度として、他都市で導入されている事例等を紹介させていただいております。

38ページに移りまして、これらを踏まえまして一番上でございますが、民間提案に対する本市の基本的な方針を整理させていただいております。2段落目でございますが、引き続きPFI法に基づく民間提案制度の運用を適切に行うとともに、他の事業分野においても民間提案制度を活用することで、さまざまな事業への民間活用の適用につなげてまいりたいと考えております。

続いて、民間提案制度の進め方というところで、アとしまして対象事業の考え方でございますが、全ての施策分野・事業分野を対象に進めてまいりたいと考えております。

さらに、同じページの中段下、図表17でございますが、提案受付の形態でございますが、こちら、委員会でご議論いただいたとおり、テーマ型という形、それからフリー型というような形を設けて、取組を進めてまいりたいと考えております。

ページ移りまして、39ページ一番上でございますが、図表18、提案受付の要件でございます。こちら、一つ目の対象要件につきましては、将来に向けての価値創造等を含めて、本市が抱える課題の解決に資する提案であること。さらに要件の二つ目の、財政要件につきましては、新たな財政負担が生じないということ。さらに、公益要件につきましては、公平性・公益性の観点から妥当であること。こういったことを受付の要件としてまいりたいと考えております。

続いて、提案事項、それから評価基準についてでございますが、図表19にございますとおり、こちら、委員会でお示しした内容そのままでございますが、提案の事項としましては、提案の内容のほか、提案の理由、効果等を示していただいた上で、評価基準にありますとおり、提案によるサービスの必要性や本市の政策との整合、こういったものを見ながら評価をしてまいりたいと考えております。

さらに、その下でございますが、テーマ型の提案においては、提案を求める背景、課題等を明確化した上で、行政が求める重点ポイントなどを示すなど、提案を促す工夫を講じることに留意してまいりたいと考えております。

続いて、一番下の民間提案のプロセスでございますが、ページを1枚おめくりいただきまして、プロセスとしましては、こちらの委員会でご議論いただいたとおり、ページ右側の41ページの図表20の流れのとおりでございます。ただ、前回の委員会から追記させていただいておりますが、情報提供に当たっては分野ごとに区分するなど、提案者にとってのわかりやすさに配慮するなどしながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

41ページの中段でございます。PFI法第6条に基づく民間提案のプロセスということでございますが、こちらの委員会の中ではございませんでしたが、まず、(ア)としまして、提案書受理の形式的要件でござ

いますが、プロセスとしましてはフリー型のプロセスと同様として考えてまいりたいと考えておりますが、法律上、定められた書類の提出等が要件となっておりますので、枠囲みのような内容を提出すること、こういったものを追記させていただいております。

さらに、(イ)としまして審査体制でございますが、附属機関である民間活用推進委員会に提案の審査等を諮問する形態をとってまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、42ページでございます。審査基準でございます。こちら、図表21につきましては、国が示すガイドライン等を参考に、等々力緑地再編整備の民間提案審査において検討、整理したものでございますが、これを基本に審査をしてまいりたいと考えております。

それから(エ)でございます。提案の検討結果でございますが、こちら、2点ございますが、PFI手法を活用することの妥当性が認められた場合と、妥当性が認められない場合ということで、整理させていただいております。

まず、妥当性が認められた場合につきましては、提案のさらなる検証に向けて取組を推進し、その際には、判断の根拠、理由の概要を通知公表し、必要に応じて提案者と協力しながら実施方針策定に向けた検証を進めるとさせていただいております。等々力の民間提案を踏まえまして、法6条に基づくような提案であると、すぐに事業を実施するか否かというのは、判断がなかなか難しいケースが多いというふうに考えておりますので、こういった整理をさせていただいております。

43ページにつきましては、事業者選定時における取扱いということで、原則、公募の手続をとること、さらにインセンティブとしての加点評価について、あるいは自治法施行令の規定に該当するような場合の随意契約を含めた取扱等について整理させていただいたところでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、45ページでございます。ここからが、対話に関する基本的な方針でございます。

さらに、ページを1枚おめくりいただきますでしょうか。46ページでございます。ウとしまして、対話に関する本市の基本的な方針を整理させていただいております。PFI法に基づく事業者選定段階での対話プロセスだけではなく、他の事業分野においても幅広く対話プロセスを取り入れ、民間活用検討段階、事業者選定段階において、対話を実施してまいりたいと考えております。

1段落飛ばしまして、「更に」というところの2行目でございますが、民間が創意工夫を発揮する余地の多い検討の初期段階から、対話を通し民間目線からの意見を取り込んでまいりたいと考えております。

続いて、対話の対象と実施方法でございますが、対象としましては、全ての施策分野・事業分野というふうに考えております。また、対話の実施方法につきましては、(ア)プラットフォームを活用した対話、ページを1枚おめくりいただきまして、48ページから、サウンディング調査による対話等によって実施してまいりたいと考えております。

さらに、49ページの中段部分でございますが、事業者選定段階における対話というところでございます。こちら、総合評価一般競争入札等のプロセスの中で、競争的対話等のプロセスがございますが、こちら、民間活用に当たってはPFI事業に限らず、他の事業手法による事業においても、必要に応じて事業者選定時の対話というものも実施してまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、50ページでございます。こちらは、対話によって提供された知的財産を含む情報の取扱いでございますが、こちら委員会でご議論いただいておりますが、図表27にありますように、知的財産については当該情報を公表しなければ事業者選定に当たっての公募要件等を策定できない場合を除き、公表しないなど、5項目として整理をさせていただいたところでございます。

ページを1枚おめくりください。52ページからが、確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針でございます。

モニタリングの目的としましては、52ページの中段にございますが、一つ目としまして、公共サービスの質・安全性（継続性）確保。さらに二つ目として、次期取組に向けた必要な見直しを行うための状況把握というところでございますが、こちらを行う場合の視点としまして、53ページの中段、図表31でございますが、目的の一つ目につきましては、契約、協定等に示された目的、仕様、水準に合致しているか否かを確認するなど。それから、目的の二つ目につきましては、事業の導入機能、民間活用の範囲を変更する必要があるか否か、こういった視点を持ちながら取組を進めてまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、55ページでございます。55ページの中段、（6.3）問題発生時における対応の考え方でございますが、ア、基本的な対応としましては、下から4行目あたりでございますが、サービス提供の停止、水準の低下を最小限にとどめ、迅速に復旧させることを優先させてまいりたいと考えており、下のウでございますが、こちら、学識経験者等第三者機関からの意見聴取ということをししながら、次期事業等へ、改善につなげる仕組みとしてまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、56ページの（6.5）事業終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方についてでございます。イとしまして、効果検証の方法というところでございますが、対象案件として、こちらの委員会でご議論いただいている内容でございますが、下の表のとおり整理させていただいておりまして、ソフト事業につきましては、終期の定めがない協定というところ、それから、期間が5年以上にわたるような協定。ハード事業におきましては、PFI事業、指定管理者制度適用事業、その他、DBOなどの施設整備、管理運営を伴う事業のうち、事業期間が5年以上の事業。さらに、公有財産利活用事業につきましては、事業提案を伴う貸付、売却、こういったものを対象に実施してまいりたいと考えております。

それから、57ページでございますが、図表33でございますが、効果検証の視点というところでございますが、視点としましては、事業としての評価、手法としての評価という視点を持ちながら取組を進める必要があると考えております。

ページを1枚おめくりいただきまして、59ページから取組の全体像でございます。

ちょっと冊子を、少し向きを変えていただきまして、最後のページでございますが、これまでの取組を事業の流れと整合させながら、少し落とし込んだ全体像となります。左側から、事業の流れ、真ん中にあるのが庁内検討プロセスということで、民間活用のプロセス。右側が対話等のプロセスということになりますが、左側から事業の流れとしまして、事業方針の検討開始から、事業方針等の策定までの流れの中と、優先的検討のタイミング等の整理とさせていただきます。

さらに、タイミングとしまして、それぞれ、例えばステップ1でございますと、このタイミングで情報発信や官民対話を実施していくなど、どのタイミングでこういったことを実施していくかというのを、プロセスの中に落とし込んで整理させていただきました。

さらに、モニタリング等につきましては、一番下のところでございますが、個々の事業の通常のモニタリング、さらに事業終了時のモニタリングというのも落とし込みまして、次期事業へつなげるような検討をしてまいりたいというふうに考えております。

このような全体像を踏まえながら、本市としましては、新たな民間活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明につきましては、以上でございます。

安登会長

ただいま、後半部分の説明をしていただきましたので、また委員の方々から、前半部分に関してでも結構でございますが、全体を通じてご意見等、ご質問等をいただければと思います。

では、まずは整理していただいて、順不同でディスカッションしていきたいと思っております。

どうぞ、川崎先生。

川崎委員

全体的には、ご説明のとおりだと思います。それで、この重要なポイントが、官民の対話というところが、プランの中でかなり重要な位置づけになっていると思うんですけども、ちょっと細かいところで言いますと、27ページの図表13だと、ちょっと何となくStep0のところは対話をしないようなニュアンスに見えてしまうので、多分、この枠を工夫する必要があると。

最後の60ページのほうは、そのそれぞれの段階で対話をするという図になっていますので、ちょっとこちらのほうに合わせるのがいいかなというふうに思います。

それで、対話について少し議論したほうがいいのかないかなというところがありまして、応募してくる民間側からすると、対話ってどこからどこまでを言っているのかというところが、多分、一番恐れるところだと思います。つまり、伊藤先生に聞いたほうがいいのかと思うんですけど、談合と対話はどう区別するかとか、談合と言われてしまわないような対話が必要で、これに当たらなければいいというところが示せるのでしょうか。伊藤先生。

安登会長

2点、ご指摘いただきましたが、事務局で、何か回答するようなことがありましたら、お伺いします。それから、伊藤先生にご意見を伺います。

【事務局】

1点目につきましては、絵の表現の仕方というところがありますので、少し工夫をさせていただきたいと思います。

2点目については、なかなか難しいところかなと思いますけれども、我々として事業を進める上で、民間事業者の意見も取り入れたいと考えております。そこを、そういう形で言われないように、できるだけオープンな形で、こういう事業があると、例えばプラットフォームやサウンディングも実施しますというようなことを、しっかり公表しながらやっていくことが必要だと考えております。運用の中でも、いろいろ適正性を確保するために注意しなければならない部分はあるとは思いますが、こうだという答えはなかなか難しいんですが、そのような感想は持っております。

安登会長

では、伊藤先生。

伊藤委員

今の関連で申し上げますと、全ての事業者と同じ機会が与えられていれば、その談合というか、言われにくい形になると思います。したがって、情報を公開するときに、まずショートリストなりロングリストなりというのを見せる中で、個別の質問を受けたときの対応を均一的に行うことが必要になります。よくつき合いのある企業だからたくさん、そうでないところには軽くということだと、やっぱり取り計らいがあったのではないかという話になりますので、そこを均一な取り扱いにするというのが、まず、第一かと思います。

他方、事業者の方からすると、こういうアイデアはどうですかというのを話したことが、ほかの事業者に全部出るといのは、また話が違ってきます。後で出てきていましたけど、知的財産権の保護という形で、新たに事業者側から提案したものというものは、横に流れないですというようなことを明示し、運用上もその

点を徹底する。会話をして議事録をとったとしたら、それについては、ここは知的財産部分で非公開ですということで、記録をきちんと残しておいて、かつ、ほかの事業者に話さないという形で進めることによって、事後的に、検証出来る様にしておくのかなと思います。

安登会長

ありがとうございます。

どうぞ。

川崎委員

今を受けて、やっぱり、ここのプラットフォームのつくり方というところが、結構肝になって。

安登会長

何ページですか。

川崎委員

全体として、プラットフォーム。プラットフォームについては、広く開かれているというところが談合になるかならないかというところに、つまり、ここに事業者、市内事業者限定とか、特定の団体に所属する限定というふうにならないようなことを、明確にしておいたほうが、この問題をクリアするのに、特にここは指針ですから、そこをある程度明確にしておく、事業者のほうもやりやすくなるかなという気がしますので、その辺、検討いただければいいかなと思います。

安登会長

ありがとうございました。

ガイドラインとするのか、ここに書くのか。多分、詳しくルールをつくるんだったら、別にガイドライン的なものが必要になるのかもしれないですね。

川崎委員

細かいところはガイドラインでいいと思いますけど、やっぱり指針として。

安登会長

公平にやりますと言及しておくそうですね。そうすると、安心してというか、信頼してというか、事業者に入ってもらえるということですね。わかりました。

ルールがきちんとできていますよということ、できているということは大事ですけども、できているというこのメッセージも必要かなと思います。

川崎先生がおっしゃるように、談合のような言い方をする人はいるので、それは言われ損みたいなどころがあるので、そうではないということを、あらかじめ出しておくことによって、そういう何か変な揺さぶりを受けなくていいかもしれないということで、必要な配慮かなという気がしました。

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

では、足立先生。

足立委員

私も、全体として包括的・体系的に、大変精力的に作成いただいていると感じております。

そういう中で、26ページのところです。以前の委員会でも話題にしたかもしれませんが、個別検討の対象事業の「(ア) ハード事業」にあるのは、端的にはインフラということだと思いますが、「個別検討というのは、民間活用の検討を習慣づける対象から外すという趣旨ではない」ということを、庁内でしっかり周知していただければ良いのかなと思います。

また、このインフラの中の「等」というところに入っているのだと思うのですが、上下水道については、明示して書かなくていいのかどうか。川崎市は、恐らくほかの政令市などと一緒で、上下水道については、優れた総合マネジメントや経営のノウハウがあるものと理解していますが、一方で、ハードの老朽化とかについての課題は、他市と同様に大いにあるのではないかなと思うので、その辺の課題解決へ民間を適切に活用する視点は重要と思います。

あと、これも以前の委員会で申し上げたと記憶していますが、33ページや34ページにある、「市内事業者の参画に向けて」というところです。記載内容を見ると、市内事業者を守るという印象を受けてしまうのですが、重要なのは、市内事業者の強みがしっかり生きるような環境づくりをしていくことではないでしょうか。「市内事業者を守って活用することで、事業の志がワンランク下がる」とかいうことになってしまうのではなく、「志も下げず、且つ市内事業者の強みも生かして、川崎市・市内事業者・住民が三方良しになるような取組を推進する。そのような形が期待できる事業の発注や、公募要項条件設定等の仕組づくりをしっかりと行う」ということが重要と思います。

川崎市のプラットフォームなどでは、既にそのようなキャッチフレーズも使っていただいていると理解していますので、今回の民間活用方針においても、そのように打ち出して頂けるといいのではないかと思います。

安登会長

守りというよりも、力をつけてもらうというためのものですね。

足立委員

持っている力や強みを引き出すということですね。打ち出しとしても、実態としても、そういうことが重要ではないかと思います。

安登会長

気づきの機会を与えるみたいなことですか。

事務局から今のご指摘に対して何かございましたら伺います。

【事務局】

後半の部分につきましては、表現の仕方を【事務局】含めて検討させていただきます。

1点目の上下水について、事前にご説明にお伺いしたときもご指摘されたところではあると思うんですけども、優先的検討の流れに乗せるかどうかという視点になるのかなと思うんですが、部分的な管路の補修とか、そういったレベルの話は多分、ここに書かれているような個別検討の範疇に入ってくるんだろうとは思っています。また、包括的にやっていくようなコンセッションみたいなレベルのものであるとか、あるいはポンプ場をどうするかみたいな、大規模のレベルの話になってくると、優先的検討に乗せるというよりは、別の次元でそういったものは検討されてくるレベルの話なのかなというふうにも考えておりますので、

そこは優先的検討という部分にはすぐに乗ってくるものではないのかなと思っています。

もちろん、だからやらないということではないので、その辺は我々も上下水分野に限らず、全庁的にハードに限らず、その考え方は、今後、いかに浸透させていくかという非常に大きな命題だと思っています。そこはしっかり取組をしていきたいと思っています。

足立委員

なかなか難しいですね。よく見ると、個別検討対象のものについてむしろ細かくちゃんと書いてあるとも言えるのかもしれませんが、ぱっと見ると、「インフラは基本的に個別検討。民間活用の検討を習慣づける対象でない」的な感じで見えてしまう面もあります。

あと、優先的検討というのは、テクニカルで言えば、今おっしゃったとおりかもしれませんが、より本来的な大きな枠組みで言えば、常に最適な維持管理・運営であるとか、大規模改修も含めた最適な経営をしっかり行っていくために、定期的な検討を習慣づけるということ。そこが優先的検討の理念とも言えるので、テクニカルな面にとらわれず、その辺がちゃんとした形で全庁的に浸透するようにして頂ければと思います。

【事務局】

ご意見を踏まえて、取り組んでいきます。

安登会長

上下水道は難しいですね。行政がやるべきだという考え方も強いし、そこで意見の分かれるところです。下水道のほうもいろいろ議論があって、難しい分野だと思いますね。

伊藤先生。

伊藤委員

二つあって、一つは細かい話というか、先ほどの川崎先生のお話と絡みますが、27ページの図表13のStep0、事業発案の民間とのやりとりがあるんじゃないかのご指摘をいただいていたかと思います。私としては、Step0は民間との矢印はないと思っていたんですね。ここは、優先的検討をするかどうかということをもとに考えるための章だと思っていた。そうすると、今まであった、行政で担当していたものを優先的プロセスに乗せるかどうかということで、検討に直前の26ページの図表12のルールに従って、優先的検討プロセスに乗せますとなってから、民間との対話をこの後の5章に従ってやるなり何なりするというフローに乗ってくるんだと思っていた。3章と5章の関係の話ですけど、5章は提案もあるし、その後、実際、中の検討するに当たって、プラットフォームでやりとりとか、そのプロセスの話をしていて、3章は、行政の中で民活をするかどうかというところの話なのかなと思っていたので、結論はどちらでもいいですけど、そこを整理いただきたいというのが一つ。

もう一つは全く違う話で、モニタリングのところですが、52ページ全体ですね。モニタリングのところ、モニタリングの対象として52ページ、次、53ページへ行きまして、(6.2)のサービスの質・安全性の確保のためのモニタリングということで、どうやってやるかとか、どういう視点でやるかということが書いてありますし、それはモニタリングでもレビューでも、そういうことになっているんですけども、これは割とネガティブチェックというか、問題がないかどうかのチェックという視点で書かれているなという感じがして、かつ事業ごとのモニタリングということに基本なっています。

ただ、今回、基本方針で全体的に民活をやろうと、こういうことに民間の力を使うといいんじゃないかみたいな、ある程度、例えば5年ぐらい何かやってみた結果、この分野では民活をしたら、すごくいい結果が

得られたので、違うことにもやっていいんじゃないかとか、そういう事業を跨いで、もう少し広く活かすような視点の項目が一つあってもいいんじゃないかなと思います、というのが意見です。その2点です。

安登会長

後半のお話は、行政評価みたいなことをやってもいいんじゃないかということですね。
事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

1点目の優先的検討のStepのお話なのですが、こちら前回の委員会の中でご議論いただいたかと思っているのですが、そのときに我々として考えていたものとして、Step1からが民間活用が始まってということで、そこから対話が始まるというふうに考えてはいたんですけども、民間活用を検討する、さらにその前の段階の事業の方向性、この事業はどうするんだみたいな話。例えば建物が何か一部分壊れましたと、それを建て変えていくのか、あるいはほかの施設と合築するのかみたいな、移転してどうするのかみたいな話とか、そういったことを考えるときに、その段階では民間活用は検討は始まってはいないんですけども、多目的化であるとか、複合化であるとかというような話であるとか、地域課題を踏まえてみたい話の段階においても、民間に意見をもらいながら進めたほうがよろしいんじゃないかというようなご意見もありましたので、民間活用の検討をあえてStep0としているのは、そういうことなのですが、この段階では民間活用の検討はまだ始まってはいないんですけども、ただ、その段階でも民間との対話、情報発信なんかをしながら事業をよりよくしていく、アイデアを取り入れながら、よりよい方法がないのかというようなことも考えながらやっていきたいと、そういったことに考え方を少し軌道修正させておりますので、その辺が少しわかりづらい部分があるのかもしれないので、その辺は川崎先生のご意見を踏まえて、図の修正などを検討したいと思います。我々としてはStep0の段階でも対話というのにはあり得るというふうに考えています。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

【事務局】

2点目のモニタリングのところは、まさにご指摘のとおりで、今、事業ごとのそれがどうだったのかという視点も当然ながら、それをさらにほかの事業にフィードバックをしながら、より良くしていくというのは必要な視点だと思いますので、どこかにそのあたりのことの要素を組み込んで再整理させていただきたいと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

保井先生がおられないので、先生の分の時間がちょっと余っています。私から1、2点お話させていただいてよろしいでしょうか。

公民連携の説明の中で、PFIの話はいっぱい書かれているんですけど、実は件数的には指定管理者制度も川崎市は一杯やっておられて、既存の施設にも適用できるので、かなり対象範囲は広いですね。指定管理者制度でもサービスがよくなったり、あるいは経費削減が図られたり、すごく良くなる場合があるので、指定管理者制度についても対象になるというように読み取れると良いと思いました。

それと、同じような観点で、先ほど、どなたかが、ちょっと触れられたことに関係するんですけど、やはりこれからの時代は、統廃合、多目的化、複合化が必要です。公共施設はハード的には縮減して、それを高度に利活用していくという形がこれからの姿なので、そういった老朽施設の統廃合みたいなことをしていく中で、公民連携の手法を取り入れていくというふうなこともメッセージとしてあれば、将来的な課題解決にすぐあってくるのかなという感じがしました。

3番目は18ページのところなんですけど、事業リスクの低減というところですよ。行政のほうはリスクを極力避けてほしいんですね。なぜかという、財政に対してダメージを与えることはやってはいけないことです。民間に委ねることで、民間で背負えるリスクは民間に背負ってやってもらうようにする。そこはビジネスマインドで考えてもらうということなので、事業全体でリスクを取るというよりも、行政にとってのリスクの低減ということのほうがおそらく大事なのかなというふうな気がしました。

先ほど、伊藤先生がおっしゃったことは同感でして、ネガティブチェックも必要なんですけれども、やっぱり行政評価をして、いいものはいいんだということですね。あるいは、問題ないんだけど、これは全体として違う方向に行ったほうがいいんじゃないとか、そういう行政的な観点での評価というものも多分あったほうが、次に活かせると思いますか、せつかくのレビューしたものが使えるということで、より効果的かなというふうに感じました。これは私の感想でございます。

大分ご議論いただきましたが、どうでしょうか。もう一度全体を見ていただいて、推進方針について、あるいは全体を通じていかがでしょうか。

幾つかご指摘いただいたので、事務局のほうでもご検討いただいて、加筆等すべきものがあればしていただくということで、より精緻なものにしていければと思います。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、また、気づかれた点がありましたら、最後にお伺いしたいと思いますけど、議事を進めていきたいと思えます。

次の議題ですね。次第の(2)です。等々力緑地再編整備事業に係る民間提案審査について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元のA3判の資料3をお開きいただきたいかと思えます。

こちらは、等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の審査講評についてということでございまして。こちら、民間提案審査部会の立ち上げをご承認いただいて、審査を進めていただきました。審査が終わりまして、10月7日に市議会常任委員会へご報告しましたので、本委員会にもご報告をさせていただきたくものでございまして。

1ページ目、左上、事案の経緯、もう一度、振り返りたいと思えますが、1点目でございますが、本等々力の再編事業については、平成31年2月28日に、現在の東急株式会社からPFI法第6条第1項に基づく提案の提出を受けております。

この間、客観的な視点による提案の妥当性の審査を行うために、本委員会の部会を設置しまして審査を進めてきたところでございまして、今回、9月30日に審査が終了し、部会から市に対して審査講評の提出があったということで、これを市議会、市民の方々にご報告をするという形をとったものでございまして。

報告に当たっては、3点目でございますように、知的財産権を東急株式会社は主張しておりますので、営業上の秘密などに配慮し、それに概要しないものを可能な限り公表するという形で作成したものでございまして。

2番目の民間提案の(1)提出の経緯でございますが、等々力緑地民間の活力を活用して、整備を進めて

いきたいということで、昨年の11月、マーケットサウンディングを実施しておりました。その中で、19者の民間事業者からサウンディングの手挙げがございまして、12月のところで個別対話を実施しました。その中で、今回の提案者からPFI法6条に基づく民間提案をしたいんだという示唆を受け、実際にことしの2月28日に提出を受け、形式的な審査を行い、3月7日に受理をしたものでございます。

(2)は、国の指標などにあります民間提案の概要フローを説明させていただいているところでございます。

右の上に行ってください、(3)提案者からの民間提案の概要でございます。今回、提案の概要全てを公表したのではなく、囲みにございますように、審査部会の皆様、そして提案者に協議をして、ここまでであれば公表して構わないという内容を整理した上で、公表させていただいたものでございます。

①課題の認識及び課題解決の方向性というものでは、等々力周辺地域の課題や提案企業としての課題認識などを示していただいたとともに、ウにございますように、課題解決の方向性として、まちとつなげる、誰しにも開かれた憩いの場づくり、継続的な管理運営の仕組みづくり、暮らす人、訪れる人にとって安心・安全な公園ということを方向性としてご提案をいただいたものでございます。

少し飛ばしていただいて、③全体のゾーニングというところでございますが、本公園、川崎市の三大公園の一つという形で、全体で43ヘクタールの認可をしているところでございますが、アウトドアアクティビティゾーン、リラクゼーションゾーン、オープンイノベーションゾーン、ライフスタイルゾーンという形の四つのゾーニングをして、ご提案いただいたものでございます。

④が主要施設の整備内容という形でございますが、内容については今回、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、ミュージアム、その他公園施設の再整備という形と、オにございます民間収益施設を整備していくんだ、物販サービス系店舗を設置するということを言葉であらわすことにとどめており、図面やイメージ図などについては、今回は公表はできなかったところでございます。

ページを送っていただいて2ページ目でございますけれども、運営方針、イでございますけれども、施設ごとの運営方針の中では、陸上競技場については、川崎フロンターレのホームグラウンドとしてのブランディングや多種多様なイベントを誘致して集客をしていくというような考え方。

そして、市民ミュージアムについては、ミュージアムとしての役割を果たしつつ、今回、財政負担の削減にも貢献をしていきたいというようなご提案でございました。

また、とどろきアリーナについては、プロバスケットボール、プロバレーボールチームが使用しておりますが、イベントを観る文化として醸成し、市内だけではなく、全国から集客していく施設として、ご提案をいただいたものでございます。

⑦の実施体制でございますけれども、東急株式会社がSPCを構築し、設計管理、建設業務、維持管理運営業務、そして民間収益事業者、プロスポーツチームと連携をとりながら、SPCを組んで運営をしていくというご提案をいただいたところでございます。

右上に行ってくださいまして、事業のスキームでございます。スキーム図をごらんいただきたいかと思えます。絵の中に、下側のほうに等々力陸上競技場、その他公園の施設については、BTOという手法を使って、整備運営をしていくというもの。

また、とどろきアリーナについては、みずから所有をしてBOOという形式でご提案をいただき、SPCを組んで指定管理者制度を導入して運営をしていくという形でございます。

民間収益施設については、平成29年度、都市公園法改正によりできております、パーク・PFIの手法を使って、設置管理許可を取り、そちらに対して使用料を払っていくというようなスキームのもと、ご提案をいただいたものでございます。

⑩にございますように、パーク・PFIの手法を使って、PFIを実施する際には、特例で30年間の期

間がとれるという形で、30年間の期間を使って、今回、目いっぱい最長を使ってご提案をいただいたものでございます。

⑩の特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果という形でございますが、これは提案の中身でございますが、公共負担額という形で、PFI方式、BTO方式で30年間の整備費、運営費含めて、560億円余のご提案をいただいたものでございます。

こちら、提案者の試算によりますと、従来方式でこれを実施すると580億円余かかるというような計算でございます。現在価値換算の割引率3%で試算をしております、提案者の試算によるとVFM15.3%という試算がございました。

しかし、最下段の囲みにございますように、今回の審査部会の中では、少し見込みが甘いもの、不確定なもの、利用料金、法人税収入などについては、まだ見込むことが難しいのではないかなというところがあるかと、あと、割引率、現在の国債の30年ものの平均利回りを見ると1.8%というところがありますので、実際、余り楽観的な見方をすべきではないというような形で、試算をし直しまして、実際に審査部会の中ではVFM6.9%というところの試算をしたところでございます。

ページをおめくりいただいて、3ページでございます。左側は、民間提案審査部会の記録でございます。委員の名簿を(2)の②に委員の名簿をつけさせていただいておりますが、本委員会から伊藤委員、保井委員にご参画をいただいて、審議を進めさせていただきました。

また、開催日程につきましては、5月28日以降、8月、9月と3回の審査をしていただくとともに、現地見学会についても開催をして、ご審議をいただいたところでございます。

右側に回りまして4番、審査方法・審査基準についてでございますけれども、審査基準、①に表がございます。大項目につきましては、当該提案に係る公共施設整備の必要性、提案の実現の可能性、PFI手法を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による整備の可能性という形で、こちらは内閣府のPFI民間提案推進マニュアルから大項目を持ってきております。

小項目のAからFにつきましては、現行の本市の新事業手法導入実務指針の中から、小項目を持ってきており、また、評価の視点については、今回の提案に合わせて、15項目の視点を持って、評価に当たったところでございます。

②評価につきましては、点数化ではなく、A・B・Cの3段階の評価をご採用いただきまして、A、審査の基準を満たしている。B、審査の基準を満たすために、行政の対応や提案の一部変更が必要である。C、基準を満たしていないという3段階の評価でご評価をいただきました。

審査の方法につきましては、小項目ごとに検討を行い、大項目ごとに評価を行っていくという形をとり、②にございますように、各項目AまたはBの評価の場合のみ、次の審査に進んでいくという形をとり、C評価がされた場合については、審査を終了するというルールのもと、審議をいただきました。

各委員にご検討いただきましたが、最終的には、部会として、合議制により、一つの評価をいただくというルールのもと、審議を進めていただいたところでございます。

おめくりいただいて、4ページ目が審査の結果についてでございます。こちらは、それぞれ先ほどの審査基準に基づき評価、検討いただきました。評価結果につきましては、五つの全ての大項目について、B評価をいただいたところでございます。

内容について、部分的に触れさせていただきたいかと思っております。例えば、1から15までの通し番号を丸で振ってございますけれども、大きい1の項目の中の①本市が取り組む事業の趣旨に適しているかどうかという点でございます。こちらについては、評価の詳細のところをごらんいただきたいと思っておりますが、市の各種計画との整合性について確認をしたものでございますが、各種計画の趣旨を踏まえた提案となっている部分もあるが、個別具体的な機能論では相違があり、行政計画等の検証・見直しが必要となる内容もあったと

いうこととさせていただきます。

飛ばしていただいて、④付加機能の整理やその効果が期待できるものかという点については、利用者の便益向上に資すると考えられる民間収益施設を整備する提案となっているが、公園施設内への設置可能性や規模の妥当性について検証が必要であるとされたものとさせていただきます。

大きい項目3でございます。PFI手法を活用することの妥当性についてでございますが、こちらについては、評価の詳細のところでございますけれども、提案者の試算及び審査部会の検討の中で再精査を行った試算共に、一定のVFMが認められるが、維持管理運営費の精査やプロフィット・シェアリングの考え方の整理など、さらなる検証が必要であると評価されたところでございます。

続いて、4番の財政に及ぼす影響でございます。こちらについては、既存計画による事業を実施した場合と比べて、合理的な財政負担であると考えられるが、既存計画にない機能の導入等について、その必要性やコスト等について検証する必要があるとの評価をいただいております。具体的には一つポツがございますけれども、内容を少し説明させていただきますけれども、現在の等々力緑地をそのまま30年使った場合に、どうなるか検証してみようということで、部会の中で検討させていただきました。30年間、今の施設のメンテナンスなどをしながら使っていくと、およそ30年間で大規模修繕費などを含めて820億円余の行政支出が見込まれるというものでございました。

また、今回の提案者からのご提案に含まれていないものがありまして、例えば既存の施設など、新しくつくるものでない施設の大規模修繕だとか、除却費などが入っていなかったということがわかって、それらを含めたときにどのぐらいかかるのかということについても試算をいただいております。こちらについては、716億円ほどかかるというような形をいただいた中で、ご検討、ご検証をいただいたところでございます。

こういった検証を踏まえて、最終的なページ、5ページ目に総評という形でいただきました。これらの個別の評価を踏まえまして、総合的な評価を総合的な所見という形でいただいております。下線を振ったところでございますけれども、提案者からの民間提案については、市が進める等々力緑地再編整備に向けた民間活力の導入の取組の方針に沿った提案であると認められる。

一方で、提案には、必ずしも現在よりも市民サービスの向上に資するとは現時点では判断できないものも見受けられるため、市民、利用者、利用者団体や議会に対し丁寧な説明を行い、そこでの議論を経て、取組に対する理解を得ることが必要であるとされました。

さらには、環境保全、防災、バリアフリー・アクセス向上等の取組の充実が必要であり、加えて、一定のVFMが確認されたが、事業収益の市への還元方策や効果的な公園の管理・運営手法に関しては、もう一步踏み込んだ検討が必要との認識が示されたところでございます。

6点目に、審査部会での総合的な評価という形になりますが、提案の妥当性は認められるものの、提案の具体的な実現可能性等を判断するためには、市民等や提案内容の検討に必要な有識者等を交えながら、さらに検討を深めていく必要があるとされたものとさせていただきます。

続いて、提案内容の公表についてでございます。提案内容は、企業の知的財産として十分に保護に値すべきものと思料されるが、等々力緑地及び緑地内の各施設は、市民や地域とともに育んでいく「公共財産」であり、それらのステークホルダーとの調整なくして提案の実現はないと思う認識から、提案者は、議論を進める上で必要な事項について、可能な限り公とすることを了承する必要があると考えられ、市は、市民や有識者との議論を進めるべきであると部会からはご意見をいただいたところでございます。

続いて、提案者についての対応についてでございますが、市は、PFI法に基づく民間提案の制度を活用して提案を行った提案者の立場を踏まえ、提案者を適切に評価しつつ、提案内容の検証と再編整備事業の実施に向けた議論を進めるため、共に協力するための取組を講じる必要があるとされておりますが、今後、再編整備事業において、PFI等により事業者の公募を実施する際には、他の事業者も広く公募に参画でき

るよう、公平性・透明性・競争性の確保に留意すべきということで、所見を頂戴したところでございます。

その他、(3)に付帯意見という形で、今後、検討を進める際などに、有効な意見という形で残させていただいたものがございます。

右側のページに行ってください、中段のところ、PFI法に基づく民間提案制度についてという形で書かせていただいておりますが、PFI法に基づく民間提案制度においては、提案を受けた公共施設の管理者等は、提案の採用可否を判断し、その結果を提案者に回答するものとされております。しかし、今回のような大きな規模の提案については、提案を限られた時間の中で、提案の採用の可否のいずれかに結論づけることは非常に難しいというようなお意見をいただいたところでございます。

提案の採用の可否を拙速に判断するのではなく、提案の内容の検証を進めながらその実現可能性を模索するという方法も、民間提案の検討プロセスの一つとして一考に値するものと考えられる。

また、市は、現在検討を進めている、新たな民間活用に関する方針等にそうした考え方を整理するとともに、国等とも情報共有を図りながら、よりよい民間提案制度の構築に努めることが望まれるというようなお意見を頂戴したところでございます。

6番、今後のスケジュールですが、審査部会のご議論をいただいて、講評もいただいたところでございます。

現在、庁内としての対応方針(案)について現在検討を進めているところでございます。

この後、11月終わりに一定程度、方向性を整理し、その後、パブリックコメント手続きにより市民の方々のご意見なども頂戴しながら、対応方針を策定していき、提案者に結果通知をしていきたいと考えているところでございます。

こちらのご報告については以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。ただいまの等々力緑地再編整備事業に関する民間提案事業審査について、また委員の方からご質問、ご意見を承りたいと思います。

伊藤先生には最後に、この委員会の所感みたいなものをお伺いしますので、先に、お二人の先生で、ご質問とか、ご意見、といっても今後の議論に向けてということかもしれませんけれどもお願いします。

どうぞ、川崎委員お願いします。

川崎委員

確認なんですけども、これは、我々はどういうふうに扱ったらいいんですか。

安登会長

これは、ご報告を受けているということですよ。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

そうですね。先の第1回目の委員会で、権限を委任して、部会を立ち上げさせていただきました。部会としての審議は終わっておりまして、今回は、こういった結果が出ましたという形でご報告をさせていただいておりますので、審議結果についての変更はできないということをご理解いただければと思います。

安登会長

そうですね。

川崎委員

わかりました。じゃあ1個だけお伺いしたいんですけども、この委員会から挙がっている最後のPFI法に基づく民間、5ページ目の6の今後のスケジュールの上の丸なんですけど、これは、市は現在検討を進めているこの資料2だと思うんですけども、これでこの考え方を整理し、よりよい民間提案を構築することに努めることが望まれるという提案をいただいたのに対しては、つまりここでご指摘いただいていることに対しては、この資料2の中に反映されているという理解でよろしいでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

本日、手元の資料2の第5章で、36ページ以降のところの中で、民間提案制度の中に、PFI法第6条のものだけではなくて、PFI法に基づかないものについても本市としては積極的に取り組んでいくんだという形を、今回初めて本市として示したとこととでございます。これを踏まえて、この中にも一定程度、41ページ以降に個別の項目を設けて、プロセスを整理させていただいておりますので、こういったものを基本として、この後、もし出てきた場合については、対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

川崎委員

特に、やはりこの重要な指摘の中では、提案に対して、何か市民とかステークホルダーが入るプロセスが必要だというところが、この中には、プラットフォーム等の意見聴取のプロセスの中に入れてもらうという感じになるのでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

当然、PFI法の手法の中には、パブリックコメント手続きみたいなことがございますけれども、今回、この方針をつくった中では、案件に応じては、場合によっては、今回42ページの中に妥当性が認められた場合については、提案者と協力しながら実施方針の策定に向けて検証を進めていくというふうにしております。そういった中で、今回、東急の案件についても、状況によっては、この後、提案者と一緒にステークホルダーの方と対話をする場面などを設けていくことも考えておりますので、そういった事例をもとに、この方針に沿って考えてまいりたいというふうに考えています。

安登会長

タイムスケジュールと、この方針があって、これに則ってやっていくと位置づけですか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

今回、提案の提出があったのは、2月末、3月の中旬に受理をしたという形だったので、審査しながら、並行しながら、今回、検討を進めさせていただきましたので、逆にこちらの結論を先にとって、それを踏まえて、今回この方針の中に一部項目を設けさせていただいているというところです。

安登会長

これは、むしろ先行しているということですね。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

等々力の審査については、一定程度先行しながら、国などとも協議しながら取組を進めさせていただきま

した。

安登会長

それを受けながら、こちらのほうは一般化するとか、普遍化するということですよ。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

そうですね。

安登会長

これについてはPFI法6条に基づくものとしてやっていくということで、そういう位置づけ。これは、PFI法6条案件ですよ。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

この案件、等々力に関しては、法6条に基づきご提案をいただいたということで、審査をさせていただいております。

安登会長

この方針のほうは、6条に基づかないものも含めて、包括的に書かれているということですよ。
足立委員、いかがでしょうか。

足立委員

私の知る限りでは、6条提案を使って、これだけ大がかりな事業について、予定調和型でない、正面突破の提案が来て、それに正面から答えようとしているというのは、もしかしたら本件が初の事案かもしれないと思っています。制度の活用のされ方としてはあるべき姿なのかもしれませんが、だからこそ逆に言うと、6条提案の、民間、それから受け手としての難しさとかが、恐らく具体的にあぶり出されてきた初めてのケースだとも言えると思うので、最後のほうに書いていただいていますけれども、こういったものを前向きに捉えて、国などへもしっかりと、具体的な案件の経験をふまえた示唆を伝えて頂き、制度設計のよりよいあり方の議論に川崎市主導でつなげていただけると、すごくすばらしいことではないかなと思いました。

安登会長

ありがとうございました。私のほうからちょっと質問よろしいでしょうか。2ページなんですけども、想定スキーム図がありまして、陸上競技場がBTO、とどろきアリーナがBOO、その他公園施設がBTOで、ほか収益施設ということで四つあります。BTOと書いてある、これは多分補助金が入るからBTOなのかと思います。とどろきアリーナは事後撤去型ですね。先ほど、事業のリスクという話が方針の中にありましたけど、直感的には、陸上競技場とその他公園施設はサービス購入でやらないと収益性の点でうまくいかないのかなと思います。とどろきアリーナは、独立採算あるいはジョイントベンチャーでできそうなプロジェクトですね。その辺りの収益性の組み立てを使い分けておられるのか、あるいは、まとめてこうだという話になっているのかということが一つ。それから、PFIに属する競技場だとか、アリーナとか、公園施設については、例えば、20年とか30年で、収益施設については50年とかいうように期間を分けられるということがありますが、今回は全部で30年ということによろしいのですか。この2点について、お伺いします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

先に、後ろのほうからお答えを申し上げますと、期間としては、PFI法の中には何年という規定はないんですけども、全て30年の期間を想定したご提案だったと認識をしています。

安登会長

わかりました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

あと、BTO、BOOについては、少し先生に対するお答えとしては浅いかもしれませんが、提案者については、このアリーナについては、BOOの手法を使ったほうが良いというようなこと、先生がおっしゃる観点があるのかとも思いますが、部会の中では、この後、この手法が本当にいいのかどうか、検討を進めていく中では、先ほど報告にもさせていただきましたプロフィット・シェアリングみたいなことの考え方とか、そういうことも踏まえて、最適な手法について、もう一度市として検証しなさいということで意見をいただいております。

安登会長

わかりました。この施設の収益性はちょっとわかりませんが、例えば、有明アリーナなんかは、プロフィットシェアの上につくられているので、それができればいいなと思ったので、期待も込めて申しあげました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

委員会の中でも、先生方から有明アリーナの話もしていただいておりますので、そういったことも踏まえて、この後手法を検討するようにということで。

安登会長

わかりました。

では、お待たせしました。伊藤先生。

伊藤委員

きょうは保井先生がいらっしゃらないので、私だけからになりますが、本当に、ご報告いただいたとおりに進んでいるかなと思っております。委員としてこの審査にかかわらせていただいて、非常に勉強になったなと思っていますが、やはり難しさとしては、こちらの指針とも関連するんですが、提案内容はやはり知的財産もあるということで、現段階で公表していろいろと必要な法律あるいは条例なりの調整ということもできないですし、あと、実際に利害関係者というか、現に公園を利用している、あるいは公園へのアクセスが重要な人たちとのステークホルダーとの調整というのができない中で、この案が適切であるかどうかというところを判断し切るというのはかなり難しい問題だと思いました。

提案内容自体は、非常にいいものだと思いますし、この機会に改めて公園にも行きまして、この案が実現したらどうなるかというようなこともイメージ感を持たせていただきました。とはいえ、実際やるとなると、相当大がかりな、公園だけではなくて、公園周辺の地域に与える影響が非常に大きい開発になりますので、その中でこの提案の採否を決めるのはやはり難しいと思いました。ただ、これを引き続き検討していく

ということ自体に価値があるかどうかというところを検討するということであれば、この短期間でも委員として判断できるということで、審査項目についても、当初の案から若干の修正が行われていまして、審査できる内容、また審査することに資する内容ということで検討しましたので、今回の審査の過程というのが今回の方針、こちらの部会で検討する方針にも反映することになると思います。また、先ほど足立委員もおっしゃっていましたが、国との今後こういった提案をどういうふうに取り扱っていくかということのフィードバックができるいい案件だったと思いますので、そういう意味でも非常に川崎市にとっても、あと日本という国全体にとって、非常にいい案件、いい審議になったのではないかと考えております。

安登会長

ありがとうございました。非常に画期的なプロジェクトで、いろいろと課題もあると思いますけども、多分、世の中の注目の案件だと思いますので、ぜひ、課題を解決しながら、いいものになるように、よりいいものになるように、ぜひ、川崎市としても頑張ってくださいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、まだ議事が残っておりまして、今後の審議の進め方についてですね。事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

お手元の資料4をご用意いただきたいと思います。今後の審議の進め方についてでございます。これまで1回目から4回目まで、本日までわかって、審議事項を1から9までの項目をご審議いただいたところでございます。本日いただいた意見を踏まえて、今月、来週になりますが、市議会のほうに中間取りまとめという形で概要版を報告させていただきたいというふうに考えています。そこでその意見と、本日の意見を踏まえて、行政内の最終的な調整のほうに入らせていただいて、1月下旬を目指して、案にしたいと考えているところでございます。1月下旬からパブコメを開始していきたいというふうに考えておりますけれども、今回の意見の反映については、整理させていただいて、今日の意見、そして議会の意見を踏まえて、最終的な案につきましては、各委員の皆様にもメールなどご連絡をさせていただきたいというふうに考えております。最終的な案の確定については、委員長のほうに一任をいただければというふうに考えているところでございます。

この後、2月の下旬から3月の中旬にかけて、こちらの方針についてパブリックコメント手続を行い、最終的な修正を加えて、3月の中旬ごろに委員会で最終的なものをご確認いただきたいというふうに考えているところでございます。進め方については以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。今、一任というお話がありましたけれども、表現ぶりだとか全体のバランスに関しては、お任せいただきたいんですけども、専門的な知識を要するものについては、また各委員の皆様に持ち回りの形になると思いますけど、ご意見を頂戴して、適宜修正をしたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いします。まだ終わっていませんので、個別にもぜひバックアップをお願いしたいと思っております。

今のご説明に関して、何かわからない点とかございますでしょうか。

足立委員、何か。

足立委員

こういう精力的なものをつくっていただいて、議論に参加させていただいてこちらもすごく勉強になるのですが、改めて、やっぱりこれだけのものを活かし切るといのは、結構大変だと思うので、つくり疲れみたいなことにならないようにするのが重要だと思います。これだけのものを実際に活かすということまでやって、さすが川崎市ということになると思います。委員会の初期のころに、「これだけレンジが広いので、例えば、初年度はどういう分野を中心にやっていくのか」とかいう議論にもなったと思うのですが、「分野は限定せずに行きます」ということで、それはそれでいいと思うのですけれども、仮にそうなら、前向きな意味での誘導も含めて、全分野満遍なく良い事例がちゃんと出ていくようにすることが大事だと思います。ハードのPFIばかりとかではなくて、そういったことをしっかり半ば義務づけていくとか、それをちゃんと庁内にも、外にも見える化していくような形で、どんどん使っていくといいねという空気が醸成されるように、盛り上げていけるといいのだらうなと思っています。このあたりの具体的な方策も、追々同時に考えて頂くといいのかなと思います。

プラットフォームも精力的にやっていますが、割とよくほかの地域のプラットフォームでもありがちなのが、民間事業者を集めることに対しては精力的に気を使ってぬかりなくやるのだけども、一方で、自治体の庁内で主体的に関わって参加しているのは統括部局だけ、とかいう場合などもあります。川崎市はそうではないと思っていますが、庁内にしっかり周知して腹落ちしてもらって、プラットフォームでいろんな部局からいろんな案件が出てくるのが重要。既にやって頂いているとは思いますが、やっぱりこれだけのレンジの広い取組を全庁一丸となって、しっかり実績を満遍なく出していくというのは、相当大変なことだと思うので、それをどう実践し続けるかということが重要なのかなと思います。

あとは、以前の議論に出たかもしれませんが、この方針をしっかり庁内と対外的にちゃんと周知したり100%浸透させて実践するという意味では、やはり中身もさることながら、全体の思想が端的にわかるタイトルみたいなものも重要だろうと思います。きょうの資料を見ると、「新たな民間活用に関する方針（検討資料）」とあり、その下のほうに薄く「（仮称）川崎版PPP推進方針」とありますが、個人的な感想で申し上げますと、やはり目的、目指すところみたいなものがぱっとわかりやすくあるといいのだらうなと思うので、それが何なのか、ベストな検討をいただけるといいのかなと思います。例えば、「最適な市政経営」とか、そういった目標があって、そこに向けて手段、手法として新しい形で民間と連携していくという整理など。新しいという言葉は私自身もすごくいいと思っていて、何らかの形でぜひ伝わるようにしていただければいいのかなと思うのと、あとは、以前の議論にもあったかもしれませんが、「新たな」がつけば、「民間活用」という言葉を残すのもいいのかもしれませんが、今回の方針の中身に書き込んであることをしっかりふまえるのであれば、やはり、「パートナーシップとして新しい形での民間との連携・協働」みたいなイメージも何らか出るような形になればいいのかなかか思います。

安登会長

ありがとうございました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

この後、確かに、つくったものをちゃんと庁内に知らしめていくということは重要だと思っておりまので、パブコメに入る前から管理監督者などに対しての研修の機会をつくって、こういったものをつくっているんだということを年度内から周知をしていきたいというふうに考えています。来年度については、職員にも周知ができるような研修体制などもつくってきたいなというふうに考えているところでございます。また、2月に予定しています、この後のプラットフォームでも報告をさせていただきますけれども、プラット

フォームの中の民間の方々にもエッセンスを伝えられる機会を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、名称につきましては、少し今の意見も踏まえて、この後検討させていただいて、整理をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、本日、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局側で方針案の策定に向けた対応を行っていただければと思います。

あと、次第2のその他というのがございますが、これは何でございましょうか。事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、2点ご報告させていただきたいと思っております。

参考資料1をまずごらんをいただきたいかと思っております。こちらは、今後検討を進める個別案件という形で、タイトルになっておりますけれども、先ほどの新しい方針を捉えて、本民間活用推進委員会でこの後ご審議をいただくような案件が少し見えてきておりますので、情報を提供させていただきたいというふうに思っております。

左側の1番、川崎市多摩スポーツセンター建設等事業でございます。こちらは、事業概要のところにありますように、7区行政区がございまして、各区にあるスポーツセンターのうち、多摩区という区にあるものでございます。真ん中の地図のところを見ていただきますと、履行場所は多摩区菅北浦というところでございます。駅で言いますと、南武線、京王相模原線の稲田堤から徒歩20分ぐらいのところにあるスポーツセンターでございます。契約金額が36億6,000万円余という形で契約をしているものでございまして、令和3年までの期間で10年間の運営をしてきたものでございます。株式会社多摩オールフラッツという形で、大和リースなど4社によるSPCを組んだ、対応で運用しているものでございます。規模は7,000㎡余という形になっておりますけれども、こちらのPFI事業ですけれども、多摩スポーツセンターと近接する公園の維持管理運営を任せているものでございます。今後の取組の方向性というところがございますけれども、事業期間が令和3年3月31日までとなっておりますので、こちらのPFI事業の総括を行い、PFI事業終了後管理運営の形態について検討する必要があることから、事業終了時の総括という形で、本委員会のフレームを使ってご検討いただきたいというものでございます。

もう1件、右側のところがございますが、2番の総合自治会館跡地等の活用に向けた取り組みでございます。四角の囲みの中でございますけれども、総合自治会館というものは、本市における市民自治活動の全市的な拠点ということで、昭和58年に本市が建設し、本市の財団により管理運営を行っております。

中心的には、町内会・自治会などの住民団体をはじめ、市民の学習機会やふれあいの場という形で利用をしているものでございます。

場所は、四角の囲みの中に地図中段にございますけれども、東急、またJR武蔵小杉から300メートルから400メートルぐらいの距離の至近である施設でございます。建物は、説明したとおり、昭和58年に建ちましたので、現在、築36年から40年に向かっているところでございます。1,400㎡ほどの地上3階建ての建物でございます。

こちらは、地図にございます駅に近接してできます小杉三丁目東地区再開発事業という中に、この建物の機能を移転するという形になりますので、移転をした後の普通財産の使い方について、この後、検討してい

き、その後、公募していくという形でございます。

これまでの検討経緯の中にごございますように、平成29年以降、地元との意見交換会の実施だとかを実施していることや、平成30年、昨年12月にはサウンディング調査などもかけているところがございます。

この後、来年度にかけて、この土地利用方針の策定に向けて、事業者公募を行う機会がございますので、こちらについては民間事業者の募集、選定という場面で本委員会のフレームを使わせていただきたいというふうに考えているところがございます。

やり方については、この後検討を進めさせていただいて、やり方、または部会方式をとるのかなど、ご検討した上で、また改めて委員の皆様にご相談をさせていただきたいという案件でございます。

1件目の報告は以上でございます。

もう1枚、参考資料2というものでございます。先ほど来、話をさせていただいておりましたけれども、PPPプラットフォームセミナーというものを11月5日の日の午後、中原区役所で実施をさせていただきました。今回、第2回目のテーマは、地域が取り組む、地域でつなげる官民連携という形で、地域企業が中心となってやった事例や、地域企業が大手などと連携しながら取り組んだ事例を民間の方々と共有をして、意見交換をするというようなものでございました。

第1部では中段にありますけれども、講演については、静岡県の三島の加和太建設さんが、道の駅を地元の方々と整備・運営している事例、または正和工業さんが、埼玉県春日部市の小中学校の空調PFIを地元の方々と取り組んだ事例でございます。オリエンタルコンサルタンツさんにつきましては、前橋などで地元の方々とタイアップをして、大手が地元事業者をまとめて事業実施した事例をお話いただきました。

公開ディスカッションにつきましては、これらのメンバーに加えて、地元の工務店、本市のプラットフォームのコアメンバーという形で一緒に運営・参画している方に代表として加わっていただいて、公開ディスカッションをやったものでございます。

第2部のほうにつきましては、こちら初めて取組になりますけれども、公開で民間の方々と意見交換会を実施させていただきました。民間活用予定案件という形で、具体的な案件を事前に広報して、こちらの案件について興味のある方を募ってやったところがございます。実際の参加者でございますけれども、参加していただいた方は189人という結果でございました。1回目が229人という形でしたけど、若干減りましたが、一つうれしいこととしては、市内事業者の方々が前回32人という形で14%だったんですけど、今回43人という形で23%、参加者が23%までふえてきているというところがございましたので、この後もいろいろな形で地元の方々にも足を運んでいただき、地元の強みを生かしたご提案をいただけるような場面をつくっていききたいというふうに考えているところがございます。こちらについては、2月から3月にもう一度、機会がありますので、今回の意見を踏まえて、本委員会の意見も踏まえて、また企画、実行をしていきたいというふうに考えております。

ご報告は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。ただいまの次第の2の説明につきまして、また委員の方から特にご質問とかがありましたらお願いします。

足立委員

1番のような事案は、すごくいい題材と思います。事業のスイッチングにあたって、しっかり総括して、「第2期で最適な事業手法は何か」ということをしっかり検討実践している事案は、全国的にもこれまであまりないと思うので、ぜひ、先導的に検討していただければうれしいなと思います。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

また検討して、ご相談に乗っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

安登会長

これから、こういうのが大事になってきますよね。ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となりますので、以後の進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。次回、第5回目の委員会につきましては、今後日程調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、3月中旬ごろを予定したいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、繰り返しの説明になりますけれども、庁内調整を経まして、今回の方針案につきましては、パブコメ手続に入っております。本日いただいたご指摘以外に修正等が入る可能性がございますけれども、修正内容につきましては、各委員の皆様の方にメール等でご連絡させていただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、第5回の委員会の前に個別にご説明にお伺いさせていただくこともあろうかと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第4回川崎市民間活用推進委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。